

12031P-00

1週間で仕上げる

**2026
年度版**

管理業務 主任者 合格する チェックシート



TAC管理業務主任者講座 編



最新の法改正等に対応!!

- ★ **今年のヤマ、出題傾向**をずばり解説!
- ★ 合格に直結する論点を**55**に集約!
→ **見開きのシート**でしっかり整理
- ★ **直前期の最終確認**に必須の一冊!

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はしがき

管理業務主任者本試験まで残りわずかとなってきました。本試験へ向けてラストスパートをかける時期です。この直前期の学習で重要なことは、今年の本試験で出題が予想される論点をマスターしておくことです。そこで、その要望にお応えするため、本書を制作しました。

管理業務主任者試験は、**出題範囲**が民法、管理委託契約書等の契約関係、区分所有法や標準管理規約などのマンション管理、建築基準法・水道法・設備関係などの維持保全、税会計、さらにはマンション管理適正化法と**非常に多岐**にわたります。受験生の方にとっては、1つの試験なのに科目によってはまるで方向性の異なる勉強を求められるため、苦戦される方も多いかと思います。さらには、個数問題や組合せ問題といった、単純な「四肢択一」ではない出題形式も、受験生の方にとって厚い壁となっていることでしょう。

しかし、それぞれの科目の主要な問題は、決して難問というわけではないため、過去に出題された**基本的な論点を確実に解答**できれば、**合格には十分**なのです。

本書は過去の**出題論点**や、ここ数年の**出題傾向**、最新の**法改正情報**を記載し、その中から特に出題可能性の高い論点を**55のチェックシート**に分類しました。この**55のチェックシート**を**1週間でマスター**できるように編集するとともに、受験生の方が陥りやすい間違いをイラストや図表にしたり、「**ポイント 1**」や「**解ける覚え方**」などのアイコンで解説をしたりと、短期間で知識の復習と横断整理ができるような構成としています。

これから本試験までの短い期間をどれだけ有効に使えるかが、合否を左右するといっても過言ではありません。**合格に必要な知識**をできるだけ多く、そして正確に覚えるため本書を活用し、受験される皆様が合格を勝ち取れますよう、心よりお祈りしております。

令和8年6月

TAC管理業務主任者講座

本書の特長と利用の仕方

直前フォーカス

各項目の簡単な内容や考え方、最後に覚えておくべきポイント、ヤマである根拠などを記載しています。今年の本試験にポイントを絞った最終確認と記憶ができます。



民法・区分所有法その他

共有

直前フォーカス

共有に関する問題は、H17年、19年、21年、26年、28年、29年、R6年で出題されている。令和5年度に大幅な改正があったので未出題の改正点に注意しよう。

●共有者の持分

共有持分の割合	共有者間で定めがない場合、各共有者の持分は 平等と推定される 。
共有持分の譲渡等の処分	各共有者が単独で行うことができる。
共有者の1人が相続人がいないまま死亡したり、自己の持分を放棄した場合	その持分は他の共有者にその持分に応じて帰属する。
共有物の使用	共有者は共有物の 全部 について 持分に応じた 使用ができる。 解ける覚え方 持分の少ない共有者に対し、当然には共有物の明渡しを請求できない。

解ける覚え方

解答に役立つ視点からの覚え方が記載されています。**実践的に**覚えることができます。

●共有物の保存・管理・変更 今年のヤマ

管理等の種類	要件	具体例
保存行為①	各共有者が 単独 で可能	不法占有者への明渡請求
管理行為	共有持分の価格の 過半数	共有物管理者 の選任・解任 賃貸借契約の解除 短期 の賃貸借契約の締結②
軽微変更行為		共有物の修繕等で形状・効用の著しい変更を伴わないもの
重大変更行為	共有者 全員 の同意	共有物の売却、共有物の増改築等で形状・効用の著しい変更を伴わないものを 除いた もの

コメント

理由の説明や発展的な重要ポイント、問題解決のための着眼点などを記載しています。本文とともにしっかり読み進んでください。

コメント 1

不法占有者等への損害賠償請求は、各共有者が持分に応じて行う。
→保存行為として、他の共有者の分も損害賠償請求することはできない。

コメント 2

①樹木の植栽、伐採のための山林の修繕作業等、10年以下。
②上記①の
③建物の賃

本文

今年の本試験に出題される可能性の高い事項を図表で整理しました。必要に応じて**具体的なケース**を念頭に置きながら、**ポイント**を押さえることができるように記載しています。ここに記載されている事柄は、最低限確認しておきましょう。本試験で、きっと役に立つはずです。またキーワードは**赤ゴシック表記**になっていますので、どんどん覚えていきましょう。

遅延損害金等の 充当先	遅延損害金、弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用に相当する収納金は、 通常の管理費用 に充当する。
----------------	--

●管理費等の過不足

管理費等の過不足については、以下のように取り扱う。

収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合	その余剰は翌年度における 管理費 に充当する。
収支決算の結果、管理費等に不足を生じた場合	管理組合は組合員に対してその負担割合により、その都度必要な金額の負担を求めることができる。

●帳票類の作成・保存

🔗 今年のヤマ

①理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を作成して保管し、組合員又は利害関係人の 理由を付した書面・電磁的方法 による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
②理事長は、長期修繕計画書、設計図書及び修繕等の履歴情報を保管し、組合員又は利害関係人の 理由を付した書面・電磁的方法 による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
③理事長は、管理組合の財務・管理に関する情報については、組合員又は利害関係人の理由を付した書面・電磁的方法による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した 書面を交付（又は電磁的方法による提供） することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。

●区分所有者の所在等の探索

🔗 法改正

区分所有者の 所在等の探索	区分所有者が必要な届出を行わないことにより、敷地及び共用部分等の管理に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、理事長は、理事会の決議を経て、 区分所有者の所在等を探索 することができる。
費用の請求	①理事長は、探索に要した費用について、違約金としての弁護士費用等を加算して、当該区分所有者に請求することができる。 ②弁護士費用等及び探索に要した費用に相当する収納金は、通常の管理に要する費用に充当する。

🔗 この過去問に注意

収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度における修繕積立金として積み立てる。
(H24年-13)

答 翌年度における管理費に充当される。

30

今年のヤマ

今年の本試験で狙われ
そうな箇所を示してい
ます。

管理組合の会計

契約書・規約・会計等

法改正

直近に法改正が行われ、
その内容が今年の本試
験から出題範囲となる
箇所です。

🔗 この過去問に注意

今年の本試験でそのまま出題されてもおかしくない過去の本試験の問題を掲載しています。各チェックシート学習の締めくくりとして解いてみましょう。

目次

民法・区分所有法その他

1 日目



① 制限行為能力者	2
② 意思表示	4
③ 代理	6
④ 時効	8
⑤ 共有	10
⑥ 債務不履行・保証等	12
⑦ 不法行為	14
⑧ 請負・委任・その他	16

2 日目



⑨ 相続	18
⑩ 賃貸借	20
⑪ 借地借家法	22
⑫ 契約不適合責任の比較	24
⑬ 宅建業法	26
⑭ 専有部分・共用部分	28
⑮ 敷地の定義	30
⑯ 管理	32

3 日目



⑰ 区分所有者の権利義務	34
⑱ 管理組合・管理組合法人	36
⑲ 理事・監事	38
⑳ 規約	40
㉑ 集会	42
㉒ 所有者不明専有部分管理命令等	44
㉓ 復旧	46
㉔ マンションの再生	48

4 日目



㉕ 団地	50
㉖ 建物が滅失した場合	52

契約書・規約・会計等

㉗ 標準管理委託契約書①（事務管理業務）	54
㉘ 標準管理委託契約書②	56
㉙ 標準管理委託契約書③	58



30	標準管理者事務委託契約書	60
31	標準管理規約①（共用部分等の管理等）	62
32	標準管理規約②（役員・理事会）	64
33	標準管理規約③（総会の議長・議決権等）	66
34	標準管理規約④（費用）	68
35	標準管理規約⑤（管理組合の会計）	70
36	仕 訳	72
37	会計・税	74
38	民事訴訟法・破産・個人情報保護法	76

維持保全



39	建築基準法（用語の定義等）	78
40	居室に関する規定	80
41	避難に関する規定	82
42	給水設備	84
43	排水設備	86
44	消防法・消防用設備	88
45	定期調査等	90
46	設備総合	92
47	建築構造・建築材料	94
48	劣化現象・修繕・防水工法	96
49	賃貸住宅管理業法・統計	98
50	耐震構造・耐震改修法	100
51	長期修繕計画作成ガイドライン	102



適正化法

52	用語の定義・管理計画認定制度	104
53	管理業務主任者	106
54	財産の分別管理	108
55	マンション管理業者の義務	110

1週間で仕上げる

管理業務

主任者

合格る

チェックシート

出るところ
予想



民法・区分所有法その他

制限行為能力者



前フォーカス

制限行為能力者制度は、H17年、23年、28年、R2年、5年に出題されている。取消しの対象となる行為や保護者の権限等がよく出るので注意しよう。

●制限行為能力者の法律行為の効果

	原則	例外
未成年者	単独でできない (取り消し得る)。	①取消し ②単に権利を得、義務を免れる行為 ③許可を受けた営業 ④処分を許された財産の処分 } 単独でできる。
成年被後見人	単独でできない (取り消し得る)。	①取消し ②日用品の購入 } 単独でできる。
被保佐人	単独でできる。	不動産 (マンション) の 権利の得喪 を目的とする行為 (売買等)、新築・改築・増築・ 大修繕 、マンションの 3年を超える 賃貸借等の重要な財産上の行為は単独で できない (取り消し可能)
被補助人	単独でできる。	重要な財産上の行為のうち補助人の同意が必要とされ た行為は、単独でできない (取り消し可能)。

●保護者の権限

○…有する ×…有しない △…審判により付与 ※…同意権を取得すると付与

	代理権	同意権	追認権	取消権
親権者等	○	○	○	○
成年後見人	○ 1	× 2	○	○
保佐人	△	○ 3	○	○
補助人	△	△	△※	△※

コメント

1

成年後見人が**居住用**の建物・敷地を売却等する場合は、家庭裁判所の許可が必要。

コメント

2

「成年後見人には同意権がない」＝「成年後見人が同意しても、契約等が有効に確定しないので、まだ**取り消せる**」ということである。

コメント 3

保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

●制限行為能力者の相手方の催告権

取引の相手方	催告の相手方	確答なき場合の効果
未成年者	法定代理人（親権者等）	追認
成年被後見人	後見人	追認
被保佐人	被保佐人本人	取消し
	保佐人	追認
被補助人	被補助人本人	取消し
	補助人	追認

●制限行為能力者の詐術

制限行為能力者自身が詐術を用いて取引をしたような場合、その法律行為は取り消すことができなくなる。

解ける覚え方

制限行為能力者が、単に制限行為能力者であることを黙秘していただだけでは詐術にあたらない。ただし、自らが行為能力者であることを信じさせるため、制限行為能力者であることを黙秘してことが、他の言動などと相まって、相手方を誤信させ、又は誤信を強めたものと認められる場合には、制限行為能力者はその行為を取り消すことができない。

この過去問に注意

成年被後見人であるAが、マンションの一住戸甲を第三者に売却した場合に、Aが成年被後見人Bの事前の同意を得ていたときは、Aは、甲の売買を取り消すことができない。（R2年－3）

答

成年被後見人は同意権を有さないので、同意をしても甲の売買は有効に確定せず、Aはまだ取り消すことができる。 ×



民法・区分所有法その他

意思表示



前フォーカス

意思表示では、第三者の取扱いを絶対に注意しなければならない。無効や取消しを対抗（主張）できるのか否かをしっかりと覚えよう。

●意思表示等



	当事者間の効力	第三者に主張できるか
制限行為能力者	取り消すことができる。	善意の第三者にも取消しを主張できる。
公序良俗違反	無効	善意の第三者にも無効を主張できる。
心裡留保	原則：有効 例外：相手が悪意又は有過失の場合は無効	善意の第三者には無効を主張できない。
虚偽表示	無効	善意の第三者には無効を主張できない。 ※善意であればよく、過失があってもよい。 引渡しや登記は不要
錯誤	取り消すことができる。	善意・無過失の第三者には取消しを主張できない。
詐欺	取り消すことができる。 第三者詐欺の場合、相手方が悪意又は有過失でないと取り消せない。	善意・無過失の第三者には取消しを主張できない。
強迫	取り消すことができる。 第三者強迫の場合、相手方が善意無過失でも取り消せる。	善意・無過失の第三者にも取消しを主張できる。

●錯誤による取消し

対象となる錯誤	①意思表示に対応する意思を欠く錯誤（表示の錯誤：書き間違いや言い間違い） 例）乙土地を売りたいのに、甲土地を売ると表示した。 ②表意者が法律行為の基礎とした事情（動機等）についてのその認識が真実に反する錯誤（動機の錯誤） 例）再開発等で土地の値段が上がると誤解して契約した。 ※上記のうち②は、事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限られる。
要件	①錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであること ②表意者に重大な過失のないこと ※ア）相手方が表意者に錯誤があることを知っていた時 イ）相手方が表意者に錯誤があることを重大な過失によって知らなかった時 ウ）相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていた時 } 表意者に重大な過失があっても取り消せる

この過去問に注意

Aが、所有権を移転する意思がないにもかかわらず、Bと売買契約を締結した場合に、Bがその真意を知り、又は知ることができたときは、Aは、Bに対して当該契約の無効を主張することができる。（R3年－1）

答 心裡留保は原則有効であるが、相手方がその真意を知り（悪意）、又は知ることができた（有過失）ときは無効となる。 ○

Aが、所有権を移転する意思がないにもかかわらず、Bと通謀して売買契約を締結し、所有権移転登記を済ませた後に、BがAに無断で、その事情を知らない第三者Cに甲を転売した場合に、Cにその事情を知らないことについて過失があるときは、Aは、Cに対して、虚偽表示による当該売買契約の無効を主張することができる。（R3年－1）

答 相手方と通じてした虚偽の意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。第三者は善意であればよく、無過失までは求められていない。 ×

2026年度版

管理業務主任者 出るところ予想 合格者チェックシート

発行日 2026 年 7 月 25 日

初版発行

編著者 TAC株式会社（管理業務主任者講座）

発行者 齋藤智記

発行所 TAC株式会社 出版事業部 （TAC出版）

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://tacpub.jp>

© TAC 2026

管理コード 12031P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。